

大阪市告示第1278号

鶴見橋三丁目地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したため、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項及び土地区画整理法施行規則（昭和 30 年建設省令第 5 号）第 3 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 19 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 施行者の名称

大阪市（都市整備局市街地整備部連携事業課）

2 事業施行期間

令和 6 年 5 月 10 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

3 施行地区

大阪市西成区鶴見橋三丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

鶴見橋三丁目地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地

大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号（大阪市役所都市整備局市街地整備部連携事業課内）

6 施行認可の年月日

令和 6 年 5 月 10 日

7 変更認可の年月日

令和 7 年 9 月 19 日

（都市整備局市街地整備部区画整理課）